

令和 7 年 9 月 3 日
子ども・若者部子ども家庭課

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
及び世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

ひとり親家庭等医療費助成制度及び子ども等医療費助成制度について、自治体と医療機関及び薬局等（以下「医療機関等」という。）をつなぐ情報連携基盤に接続することにより、個人番号カードによるオンライン資格確認が可能となるため、「世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」及び「世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例」の一部を改正する条例案を、令和 7 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

現在、受給者は医療費の助成を受ける場合、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証及び子ども等医療費助成制度医療証（以下「医療証」という。）を医療機関等へ提示しなければならないが、オンライン資格確認が可能な医療機関等においては個人番号カード（マイナ保険証）のみで足り、オンライン資格確認が未対応である医療機関等においてはこれまで通り医療証を提示するよう改正する。

3 改正案

別紙新旧対照表（案）のとおり。

4 施行予定日

令和 8 年 2 月 2 日（月）

※医療機関等の混雑が予想される年末年始の実施を避けて設定する。

5 医療費助成のオンライン資格確認について

国は「医療DXの推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療DX推進本部決定）において、「関係機関や行政機関等間で必要な情報を安全に交換できる情報連携機能を整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を共有していく。」と整理している。

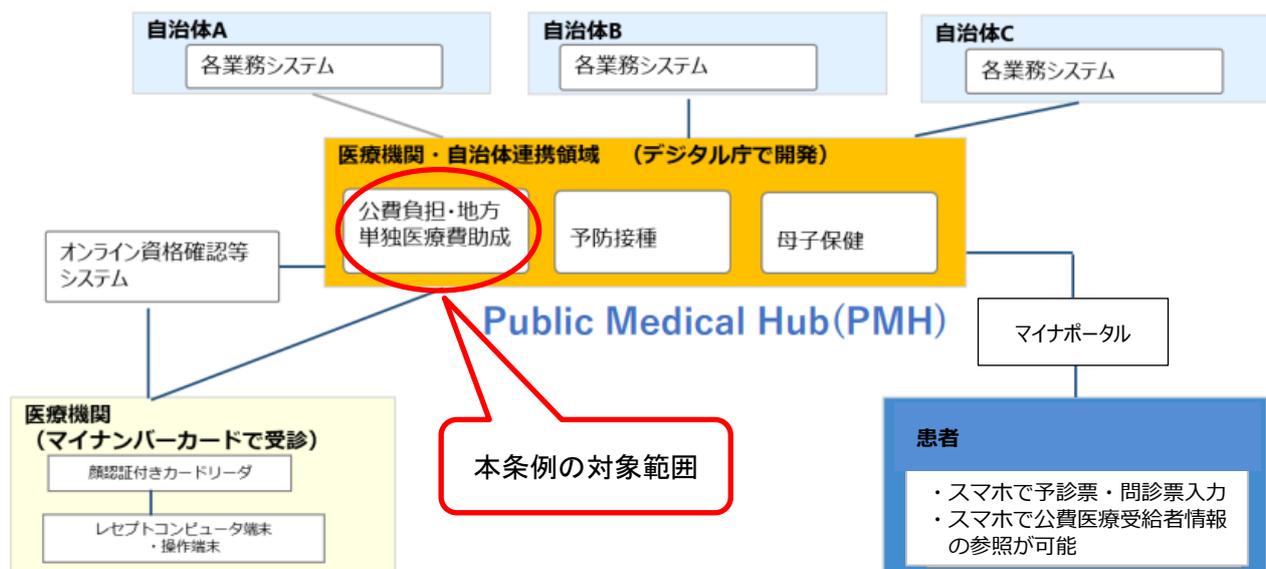
個人番号カードと健康保険証についてはすでに一体化したが、各自治体で行っている公費負担医療制度や予防接種、母子保健等の全てについても特段の事情があるものを除き、個人番号カード（マイナ保険証）による資格情報の確認を可能とするため、自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub、以下「PMH」という。）を構築し、令和 8 年度より全国規模での導入を目指し環境整備を進めている。

各自治体及び医療機関等がPMHに接続することにより、受給者は個人番号カード（マイナ保険証）を医療証として利用し、医療機関等で受診できるようになる。

※ひとり親家庭等医療費助成制度受給者数：約 6, 500 人

子ども等医療費助成制度受給者数：約 131, 000 人

参考：PMHシステム構成図



6 PMH接続に伴うシステム改修について

この度、区はPMHへの接続に係る自治体のシステム改修における補助金の交付申請を行い、国からは令和7年6月3日付、東京都からは4日付で当該補助金の交付決定を受けた。

これに伴い、PMH接続に係るシステム改修を令和7年8月より着手し、同12月以降の実施に向けて準備を進めている。

これにより、東京都内のPMHに接続が可能である医療機関等では、ひとり親家庭等医療費助成制度及び子ども等医療費助成制度の受給者は、個人番号カード（マイナ保険証）によるオンライン資格確認を行うことにより、医療証を提示することなく受診等ができるようになる。

7 東京都内のPMH接続が可能な医療機関等について

(1) 都内医療機関等のPMH接続状況（令和7年5月13日現在）

東京都内の医療機関等のPMH接続率は13.9%で、うち区内の接続率は12.6%である。このため、医療証の交付は引き続き行うものとする。

なお、医療機関等により接続状況が異なるため、各受給者においては医療証の提示について複数のパターンが混在する状況となる（参考資料参照）。

(2) 都内区市町村の接続状況

	全施設数					PMH接続済み施設					接続率
	病院	診療所	歯科	薬局	合計	病院	診療所	歯科	薬局	合計	
東京都	631	13,044	10,386	7,050	31,111	101	1,136	730	2,365	4,332	13.9%
23区	420	10,113	8,065	5,087	23,685	62	860	552	1,635	3,109	13.1%
世田谷区	27	940	773	414	2,154	4	88	44	135	271	12.6%

令和6年度には東京都及び6市町村（調布市、町田市、東村山市、奥多摩町、瑞穂町、日の出町）が完了し、令和7年度については都内24自治体が先行実施参加を予

定しており、世田谷区の近隣では渋谷区、大田区、三鷹市及び狛江市が実施に向け準備を進めている。

(3) PMH接続を促進するための取り組み

令和5年度より国及び東京都において、PMH接続のための各補助金を整備している。令和7年度においても、各自治体のシステム改修及び医療機関等のレセプトコンピュータ改修についても補助金を交付する

① 各自治体への補助金

国：基準額500万円×2制度×補助率1/2（補助上限500万円）

都：基準額1,000万円×補助率1/2（補助上限500万円）

② 医療機関等への補助金

対象医療機関等	国補助額	東京都補助額
病院	事業費56.6万円を上限に1/2を補助（補助上限28.3万円）	事業費56.6万円を上限に1/4を補助（補助上限14.1万円）
大型医療チェーン 薬局	事業費7.3万円を上限に1/2を補助（補助上限3.6万円）	事業費7.3万円を上限に1/4を補助（補助上限1.8万円）
診療所、薬局	事業費7.3万円を上限に3/4を補助（補助上限5.4万円）	事業費7.3万円を上限に1/4補助（補助上限1.8万円）

8 必要経費（概算）

システム改修費 2,963千円

※DX推進担当課において令和7年度予算措置済み

<内訳>ひとり親家庭等医療費助成制度システム改修費 1,455千円

子ども等医療費助成制度システム改修費 1,507千円

9 周知

(1) 区民への周知

令和8年2月以降、区のホームページにて周知予定。

(2) 医療機関等への周知

令和7年10月以降、区内医師会、薬剤師会及び歯科医師会を通じて、各医療機関等でのポスター掲示等による患者への周知協力を依頼する。

10 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月 第3回区議会定例会（改正条例案を提案）

令和7年10月 周知開始

令和7年12月 システムリリース

令和8年 2月 改正条例施行

参考

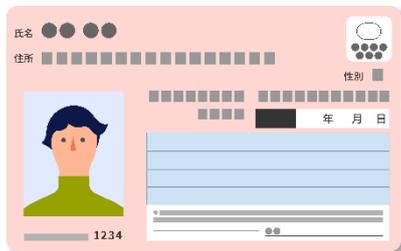
ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親) 子ども等医療費助成制度(マル乳・マル子・マル青)

<医療機関等での医療証の提示パターン>

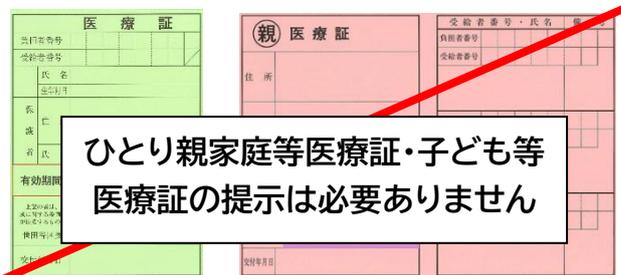
1 オンライン(電子)資格確認が可能な医療機関等を受診する場合

(1)受給者の方がマイナ保険証を持っている場合

マイナ保険証の顔認証付きカードリーダーで「ひとり親家庭等医療証の情報を提供する」または「子ども等医療証の情報を提供する」を選んでいただければ、紙の医療証を提示する必要はありません。

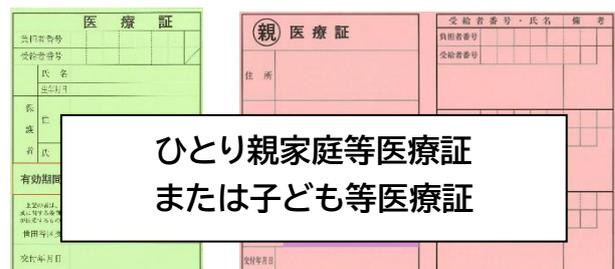
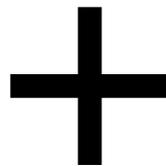
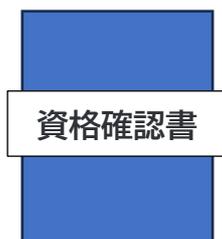


マイナ保険証 1 枚で利用可能



(2)受給者の方がマイナ保険証を持っていない場合

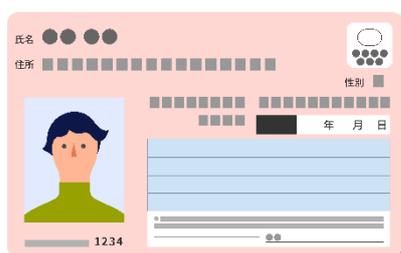
健康保険等の資格確認書(マイナ保険証以外)とひとり親家庭等医療証または子ども等医療証を提示してください。



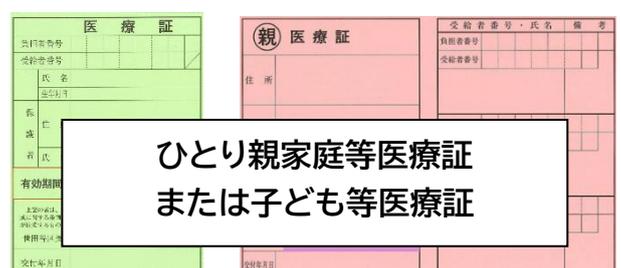
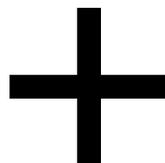
2 オンライン(電子)資格確認未対応の医療機関等を受診する場合

(1)受給者の方がマイナ保険証を持っている場合

マイナ保険証とひとり親家庭等医療証または子ども等医療証を提示してください。

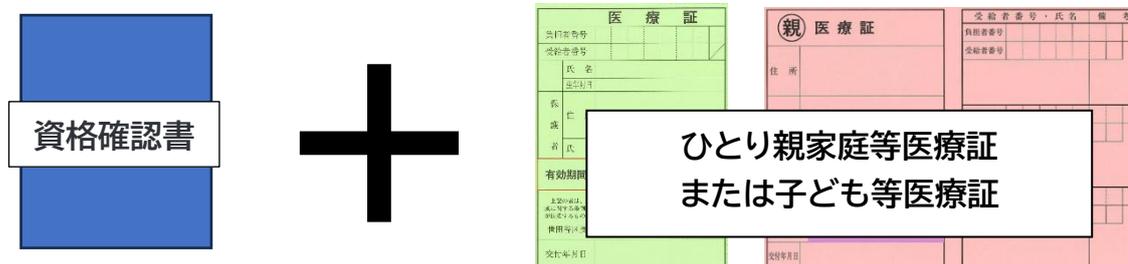


マイナ保険証



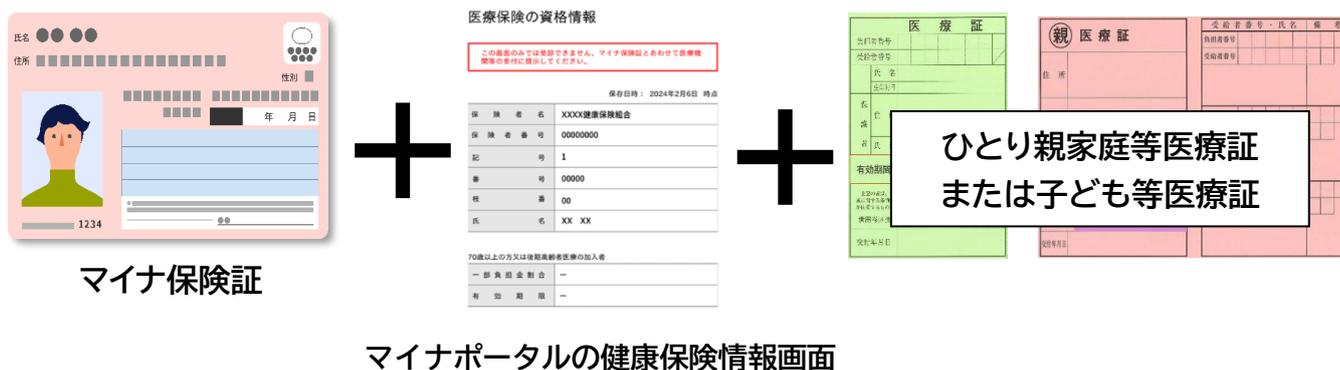
(2) 受給者の方がマイナ保険証を持っていない場合

健康保険等の資格確認書(マイナ保険証以外)とひとり親家庭等医療証または子ども等医療証を提示してください。



3 機器の不具合などによりマイナ保険証の受付ができない場合

マイナ保険証とマイナポータル健康保険情報画面、ひとり親家庭等医療証または子ども等医療証を提示してください。



世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p data-bbox="185 268 1120 347">○世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 平成元年9月27日条例第50号</p> <p data-bbox="138 400 427 435">第1条～第5条 略</p> <p data-bbox="172 491 421 525">(医療証等の提示)</p> <p data-bbox="138 536 1099 798">第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、前条に規定する医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（区長が別に定める場合に限る。）を提示しなければならない。</p> <p data-bbox="138 850 461 885">第7条～第14条 略</p> <p data-bbox="215 943 315 976"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="138 987 875 1021"><u>1 この条例は、令和8年2月2日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1182 268 2114 347">○世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 平成元年9月27日条例第50号</p> <p data-bbox="1135 400 1424 435">第1条～第5条 略</p> <p data-bbox="1169 491 1391 525">(医療証の提示)</p> <p data-bbox="1120 536 2114 660">第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、前条に規定する医療証を提示しなければならない。</p> <p data-bbox="1135 850 1458 885">第7条～第14条 略</p>

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例 平成4年6月16日条例第52号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(医療証等の提示)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、同項に規定する医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(区長が別に定める場合に限る。)を提示しなければならない。</p> <p>第7条～第14条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年2月2日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例 平成4年6月16日条例第52号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、同項に規定する医療証を提示しなければならない。</p> <p>第7条～第14条 略</p>